

○神戸女学院大学研究データ管理・公開ポリシー

2025年5月16日

教授会制定

(目的)

第1条 神戸女学院大学（以下「本学」という。）は、「神戸女学院大学研究活動に関する行動規範」に基づき、研究活動の信頼性、公平性、透明性を確保しつつ、自由の精神に基づく学術研究を遂行することによって、人類の繁栄と社会の発展に寄与することを目指している。このため本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、更なる学術研究の発展と社会への還元を進めるにあたり、学術研究の過程で得られる研究データの管理、公開及び利活用についての原則を以下の通り定める。

(研究データの定義)

第2条 本ポリシーが対象とする「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集又は生成された情報を指し、電子化データか否かを問わない。

(研究データの管理等)

第3条 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集または生成した者が、法令及び本学の規程、その他これに準ずるものの範囲内ならびに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において、決定することができる。なお、個人情報の取扱いに配慮を必要とする研究データを取扱う場合は、特に慎重な決定を求める。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、それぞれの研究分野の特質を踏まえ、その法的及び倫理的要件に従って、可能な限り社会に研究データを公開し、その利活用を促進する。

(大学の責務)

第5条 本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境の整備を推進する。

(見直し、改廃)

第6条 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。本ポリシーの改廃は、研究所委員会、学務委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

本ポリシーは、2025年5月16日から施行し、2025年4月1日から適用する。

## 別記

この別記は、神戸女学院大学研究データ管理・公開ポリシーの骨子の説明と各条文を補則するものとする。

神戸女学院大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「ポリシー」という。）の骨子ポリシーは、次に掲げる事項を前提に策定されたものである。

(1) 研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集・生成した者が主体的に決定できること（ただし、学生・大学院生等は、指導教員等の指導に基づき研究データの管理を行う）

(2) 収集・生成した者は、自らが収集・生成した研究データを適切に扱うべきであること

(3) 本学は、その研究データの管理等の活動を支援すべきであること

（第1条「目的」関係）

ポリシーは、本学の「神戸女学院大学研究活動に関する行動規範」に基づき、これを策定する。

（第2条「研究データの定義」関係）

(1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータをいい、神戸女学院大学研究資料等保存規程（以下「保存規程」という。）第6条に定められた「保存対象となる研究資料等」に準ずるものとする。

(2) 電子化データか否かは問わない。

(3) 研究データには、収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。

(4) 研究データには、学外の研究者が、本学における研究活動を通して収集または生成したデータが含まれる。

(5) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集または生成した研究データであって、本学在籍中にこれらを保持している場合には、ポリシーの対象となる。

（第3条「研究データの管理等」関係）

(1) 研究データを収集または生成した者は、原則として、管理・公開・利活用についての決定権を有し、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び本学関係規程に規定される範囲にとどまり、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合等）には、それらを害してはならない。

(2) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、

研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをいう。

保存に関しては、保存規程に定める保存期間に従うこととする。

- (3) 研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることをいう。
- (4) 研究データの利活用とは、公開された研究データを用いて、より多くの知的成果等を生み出すための行為をいう。

(第4条「研究者の責務」関係)

- (1) 研究者とは、保存規程第2条第1項第1号に定める者とする。
- (2) 保存規程第2条第1項第1号③に掲げる通り、研究指導教員等の指導の下で研究活動を実施する学生・大学院生等も、本ポリシーの対象となる。学生・大学院生等は、指導教員等の指導に基づき研究データの管理を行う。
- (3) 研究活動を事務的に支援する者は、該当しない。
- (4) 研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。データの保存については、保存規程第8条第1項第3号、第4号に定める通りとする。

(第5条「大学の責務」関係)

- (1) 本学は、研究支援として、次に掲げる事項を実施する。
- (2) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画及び行動の支援
- (3) 研究データを公開するためのデータリポジトリの整備
- (4) 公開する研究データのメタデータ作成の支援
- (5) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等の制定・改廃
- (6) 研究データの管理、公開、利活用に関する啓発活動

(第6条「見直し、改廃」関係)

データ管理・公開・利活用のあり方は、社会や学術状況の変化による影響を受けることから、本ポリシーについては、適宜見直しを図る必要がある。